

24 日 獣 発 第 190 号

平成 24 年 10 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

配合飼料価格高騰対策の周知について

このことについて、平成 24 年 9 月 24 日付け 24 生畜第 1290 号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくをお願いします。

このたびの通知は、米国の干ばつにより主原料のトウモロコシが 6 月下旬以降高値で推移している影響を受け、配合飼料価格も上昇していることから、畜産農家への影響緩和を目的とする配合飼料価格安定制度について、異常補填（310 億円の基金残）からの特別支援により生産者に対する満額補填を確保し、生産者の負担軽減により経営安定を図ることとしたので、本会会員に、別添の対策について周知を依頼されたものです。

なお、このような状況下においては、飼料自給率の向上に向けた取組みが一層重要となりますので、自給飼料の生産・利用拡大等の取組みについても引き続き指導を依頼されております。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601

「平成24年度 飼料需給計画」の改定について

農林水産省は、本日、飼料需給安定法に基づき策定した「平成 24 年度 飼料需給計画」について、最近の飼料用小麦の需給動向の変化に鑑み、計画を改定しました。

「飼料需給計画」とは

国は、飼料の需給及び価格の安定を図るため、輸入飼料の買入、売渡等を行っています。

「飼料需給計画」は、「飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）第 3 条の規定」に基づき農林水産大臣が毎年定めるもので、この計画に基づき輸入飼料（大麦・小麦）の買入、売渡が行われます。

平成 24 年度飼料需給計画の改定について

平成 24 年度飼料需給計画については、平成 24 年 3 月 30 日付けで策定・公表しましたが、当該計画策定後の飼料用小麦の需給動向の変化に鑑み、本日付けで次のように改定しました。

平成 24 年度飼料需給計画（飼料用大麦及び飼料用小麦）

（単位：千トン）

	平成 23 年度末 保管数量	買入数量	売渡数量	平成 24 年度末 保管数量
大麦	0	1,288	1,288	0
小麦	0	1,210 (764)	1,210 (764)	0
計	0	2,498 (2,052)	2,498 (2,052)	0

注：（ ）内は 24 年度当初の計画数量である。

配合飼料価格高騰対策について

農林水産省は、配合飼料の主原料であるとうもろこし等飼料穀物の価格高騰を受け、配合飼料の価格高騰による生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための対策を実施します。

対策

1 配合飼料価格安定制度の安定運用

(異常補てん基金の発動基準の引下げ及び通常補てん基金への無利子貸付)

(1) 考え方

配合飼料価格安定制度については、通常補てん基金の運営に補てん財源の確保が必要となっており、とうもろこし主産地である米国における 1956 年以来最悪の干ばつといった状況も踏まえ、異例の措置として、異常補てんの発動基準を引き下げ、補てんを増額し、通常補てん基金からの補てんを軽減します。これに関し、来年度以降、畜産農家等に飼料自給率向上のための取組の強化を求めています。

また、本措置を講じてもお不足する額については、異常補てん基金から通常補てん基金に無利子貸付を行います。

(2) 仕組み

(ア) 異常補てん基金の発動基準の引下げ

平成 24 年度第 3 四半期及び第 4 四半期に限り、異常補てんの発動基準を 115% から 112.5% に引き下げます。

(イ) 通常補てん基金への無利子貸付（貸付条件）

・貸付限度額：異常補てん基金の財源の範囲内において、平成 24 年度第 3 四半期及び第 4 四半期における通常補てん基金の財源不足額を基本に算定します。

・償還期間：平成 27～29 年度（3 年間）

・貸付条件：無利子

2 その他の措置

(1) 平成 24 年度飼料需給計画の改定

(ア) 概要